

年 月 日

(利用者) 私は、この契約書に基づく通所介護サービスの利用を申し込みます。

(サービス利用者)

住 所	
お名前	印
電 話	

(署名代行者)

住 所	
お名前	印
電 話	
署名代行 の理由	

(事業者) 私は、通所介護及サービスの事業者として、利用者の申込みを受託し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

(事業者)

住 所	滋賀県長浜市小堀町 1 1 8 - 1
事業者名	株式会社 パートナーヨシイ 印
代表者	吉井 大祐
電 話	0 7 4 9 - 6 5 - 0 4 4 1

平成 30 年 8 月 1 日 制定

株式会社パートナーヨシイ 通所介護契約書

様（以下、「利用者」といいます）と指定通所介護事業者株式会社パートナーヨシイ（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う通所介護について、契約します。

(契約の目的)

第 1 条 事業者は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し、利用者が可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、通所介護サービスを提供します。

2 利用者は、事業者から通所介護サービスの提供を受けたときは、事業者に対し、利用料自己負担分を支払います。

(契約期間)

第 2 条 この契約の期間は、年 月 日から要介護認定有効期間の満了日までとします。

2 上記契約期間満了日の 7 日以上前に利用者から更新解除の申し出がない限り、この契約は自動更新するものとします。

3 利用者から更新解除の意思が表示された場合は、担当の介護支援専門員等に連絡を取り、必要な措置を取ります。

(居宅サービス計画変更の援助)

第 3 条 事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、速やかに介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。

(通所介護計画)

第 4 条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、「居宅サービス計画」に沿って「通所介護計画」を作成します。事業者はこの「通所介護計画」の内容を利用者及び家族に説明します。

(サービス内容の変更)

第 5 条 利用者は、いつでも介護サービスの内容を変更するよう申し出ることができます。事業者は利用者からの申し出があった場合、第 1 条に規定する通所介護サービス契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかに介護サービスの内容を変更します。

(介護保険の適用を受けないサービスの説明)

第 6 条 事業者は、その提供する介護サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にその介護サービス内容及び利用料を説明し、利用者の同意を得ます。

(利用者の解約権)

第 7 条 利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、3 日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

(利用者の解除権)

第 8 条 利用者は以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。

一 事業者が正当な理由なく、本契約に定める介護サービスを提供せず、利用者の請求に

もかかわらず、これを提供しようとしない場合。

二 事業者が、第 1 3 条に定める守秘義務に違反した場合。

三 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

（事業者の解除権）

第 9 条 事業者は以下の場合において、文書により 3 日の予告期間をもって、この契約を解除します。

1 利用者が故意に法令違反、サービス利用に関する留意事項の逸脱、その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、この介護サービス利用契約の目的を達することが著しく困難となったとき

2 事業者は利用者との信頼関係が著しく結ばなくなった場合

3 利用者が公序良俗に著しく反した場合

4 事業者は、前項によりこの契約を解除する場合には、担当の介護支援専門員に連絡を取り、必要な措置を講じます。

（利用料の滞納）

第 1 0 条 利用者が、正当な理由なく事業者に支払うべき利用料の自己負担分を 3 ケ月分以上滞納した場合には、事業者は利用者に対し、1 ケ月以上の期間を定めて、期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除する旨の催告をすることができます。

2 事業者は、前項の催告をした場合には、利用者担当の介護支援専門員と連絡を取り、必要な措置を講じます。

3 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第 1 項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもってこの契約を解除することができます。

（契約の終了）

第 1 1 条 次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

一 利用者が死亡したとき。

二 第 7 条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。

三 第 8 条に基づき、利用者から契約の解除の意思表示がなされたとき。

四 第 9 条に基づき、事業者から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。

五 利用者が介護保険施設へ入所した場合。

六 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により 2 か月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが、明らかになった場合

七 利用者の要介護状態区分が、自立とされた場合。

（損害賠償）

第 1 2 条 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供にあたって、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。但し、当事業所は利用者の自立支援を目的に、出来る動作は極力自力で行っていただくよう援助しています。その際事業者に故意過失がない場面での転倒等の損害が発生した場合はこの限りではありません。

2 前項の場合、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

（個人情報の保護）

第 1 3 条 事業者は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考え、事業者が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努めるとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守します。

一 事業者及び事業者の従業員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及び利用者のご家族の秘密を漏らしません。

二 事業者及び事業者の従業員であったものは、退職後も正当な理由なくその業務上知り得た利用者及び利用者のご家族の秘密を漏らしません。

三 事業者は利用者の医療上緊急の必要がある場合又は、サービス担当者会議等で必要がある場合に限りあらかじめ利用者もしくは利用者のご家族からの文書による同意を得た上で必要な範囲内で利用者又は利用者のご家族の個人情報を用います。

（苦情処理）

第 1 4 条 利用者又は利用者の家族は、提供された介護サービスに不満がある場合、いつでも別紙重要事項説明書記載の苦情申立機関に、苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、利用者に提供した介護サービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

3 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

（緊急時の対応）

第 1 5 条 事業者は、現に通所介護及の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治の医師または歯科医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。

（サービス内容等の記録作成・保存）

第 1 6 条 事業者は、利用者に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、所定の書面に記載します。

2 事業者は、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載した記録を作成して、利用者に説明のうえ提出します。

3 事業者は、介護サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から 5 年間保存します。

4 利用者は、事業者に対し、いつでも第 1 項、第 2 項に規定する書面その他のサービスの提供に関する記録の閲覧・謄写を求めることができます。ただし、謄写に際しては、事業者は利用者に対して、実費当額を請求できるものとします。

（裁判管轄）

第 1 7 条 利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟になる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

（契約外条項）

第 1 8 条 本契約に定めのない事項については、介護保険法等関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

本契約を証するため、利用者事業者は署名または記名押印のうえ本契約書を 2 通作成し、利用者事業者各 1 通保有します。